

## 子どもの貧困対策推進チーム設置要綱

### (目的)

**第1条** 貧困な状況にある子どもたちが、生まれ育った環境にかかわらず夢と希望を持ってチャレンジできるような施策について、関係部局の連携により子どもの貧困対策を総合的に推進するため、子どもの貧困対策推進チーム（以下「チーム」という。）を設置する。

### (所掌事務)

**第2条** チームは、子どもの貧困対策の推進に関する法律（平成25年法律第64号）の規定に基づく長野県の子どもの貧困対策計画の策定及びその推進に向けて、貧困な状況にある子どもたちの実態を把握するとともに、貧困の連鎖を断つために県が実施する居場所づくり等の生活・学習の支援、保護者に対する就労の支援及び経済的支援等の関連施策・事業、さらには市町村等とともに子どもと家庭を支援する機能の強化等について横断的に検討するものとする。

### (組織)

**第3条** チームは、座長及び構成員をもって構成し、座長はチームを総括する。

2 チームの座長は、副知事をもって充てる。

3 チームの構成員は、次の各号に掲げる子どもの貧困対策に関連する事業を実施する部局の所管課・室長とする。

(1) 県民文化部（部長及びこども・若者担当部長を含む。）

(2) 健康福祉部

(3) 産業労働部

(4) 建設部

(5) 教育委員会事務局

### (会議)

**第4条** チームの会議は、座長が必要に応じて招集する。

2 座長は、必要があると認めるときは、構成員以外の者に会議への出席を依頼することができる。

### (ワーキンググループ)

**第5条** 具体的な施策の細部の研究・協議・検討・調整等を行うため、第3条第3項の関係課の実務担当職員によりワーキンググループを組織する。

2 ワーキンググループにおいて研究等された事項は、チームの会議等で報告されるものとする。

3 ワーキンググループの運営に関し必要な事項は、別途定める。

### (事務局)

**第6条** チームの事務局は、県民文化部こども・家庭課に置く。

### (補足)

**第7条** この要綱に定めるもののほか、チームの運営に関し必要な事項は、座長が定める。

## 附 則

この要綱は、平成28年1月6日から施行する。

## 子どもの貧困対策推進ワーキンググループ設置要綱

(目的)

**第1条** 貧困な状況にある子どもたちが、生まれ育った環境にかかわらず夢と希望を持ってチャレンジできるような施策について、関係部局の連携により子どもの貧困対策を総合的に推進するにあたり、より実務的に必要な研究・協議・検討を行うため、子どもの貧困対策推進チーム設置要綱（平成28年1月6日制定。以下「チーム要綱」という。）第5条に基づき、子どもの貧困対策推進ワーキンググループ（以下「ワーキング」という。）を設置する。

(所掌事務)

**第2条** ワーキングは、子どもの貧困対策推進チーム（以下「チーム」という。）の作業部会的な位置づけにより、子どもの貧困対策の推進に関する法律（平成25年法律第64号）の規定に基づく長野県の子どもの貧困対策計画の策定及び対策の推進に向けて、前条の事務を所掌し、細部の調整を行うこととする。

(組織)

**第3条** ワーキングは、座長及び構成員をもって構成し、座長はワーキングを総括する。

2 ワーキングの座長は、こども・若者担当部長をもって充てる。

3 ワーキングの構成員は、次の各号に掲げるチーム要綱第3条第3項の関係課・室の実務担当職員とする。

(1) 県民文化部

(2) 健康福祉部

(3) 産業労働部

(4) 建設部

(5) 教育委員会事務局

(会議)

**第4条** ワーキングの会議は、座長が必要に応じて招集する。

2 座長は、必要があると認めるときは、構成員以外の者に会議への出席を依頼することができる。

3 座長は、ワーキングにおいて研究等した事項をチームの会議等で報告しなければならない。

(事務局)

**第5条** ワーキングの事務局は、県民文化部こども・家庭課に置く。

(補足)

**第6条** この要綱に定めるもののほか、ワーキングの運営に関し必要な事項は、座長が定める。

**附 則**

この要綱は、平成26年10月16日から施行する。

**附 則**

この要綱は、平成28年1月6日から施行する。